

もんぱー
岡山!

【施設・通所・居住系サービス編】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

報酬等に関すること

平成28年3月15日

岡山県保健福祉部障害福祉課



報酬告示とその留意事項

○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの提供した際の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）平成25年3月29日厚生労働省告示第245号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額（基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については8.5円を乗じて得た額）にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成27年4月1日時点で、岡山市が「6級地」、それ以外は「その他」となった。

「6級地」の単価（厚生労働大臣が定める一単位の単価）

共同生活援助：1000分の1024

施設入所支援：1000分の1020

就労継続支援A型・B型：1000分の1017

上記以外：1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「その他」はすべて1000分の1000

○加算の算定期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するもの

となる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなり、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

- 前年度の実績を都道府県知事に届け出ることで算定することができる加算等については、届出に係る加算等(単位数の増加を伴うもの)であっても、例外として、
 - ① 前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算等であり、
 - ② 当該加算等を4月より新たに算定することについて、利用者等に十分な説明を行い、周知が図られている場合 については、4月中に届け出れば4月請求分より当該加算等を算定して差し支えない。

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないこと とが判明した場合の取扱い

- 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。
- また、改善が見られた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得にならないので返還措置を講ずることとなる。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手续となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

■ 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかなる場合は、速やかにその旨を届け出ること。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

■ 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 居宅介護(身体介護1時間30分未満で564単位) *H27単価

・ 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70%

$564 \times 0.70 = 394.8 \rightarrow 395$ 単位

・ 基礎研修課程修了者で深夜の場合

$395 \times 1.5 = 592.5 \rightarrow 593$ 単位

※ $564 \times 0.70 \times 1.5 = 592.2$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)

・ 593 単位 $\times 4$ 回 $= 2,372$ 単位

・ $2,372$ 単位 $\times 11.08$ 円/単位 $= 26,281.76$ 円 $\rightarrow 26,281$ 円

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

■ 介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。

■ また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

○日中活動サービスのサービスのサービス提供時間について

■ 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならぬこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。

■ また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。

○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
- 療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

○人員配置の見直しについて

- 障害福祉サービス事業では、事業種別によっては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置が決定される仕組みとなっており、毎年度4月1日を基準日として見直しを行うこととされているので、各事業者においては、自主点検を行うこと。（※平成28年度から、点検結果の提出は不要とした。ただし、事業者において書類の保管は必要）

※前年度の利用者数の平均値の求め方

当該年度の前年度の延べ利用者数 / 開所日数 （小数点第2位以下切り上げ）

対象期間：平成27年4月～平成28年3月

算出例

延べ利用者数(A)	開所日数(B)	利用者の平均値(A)／(B)
4,125	269	15.4

加算の算定に変更があれば体制届等が必要

○新設・定員の増減の場合の利用者数について①

■ 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分に関し、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月未満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とされている。

※ 下記の図中、「平均利用者数」は、各期間の「延べ利用者数÷開所日数」を指す。

○ 新設の場合



期間②

○ 定員増の場合



期間②

○新設・定員増減の場合の利用者数について②

■ 定員を減少する場合には、減少後3か月の延べ利用者数を当該3月間の開所日数で除して得た数とされている。

○ 定員減の場合

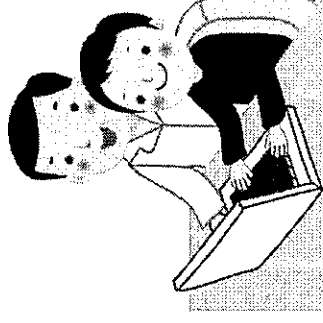
定員減 3か月 3か月前～次の3/31まで 3か月前～次の3/31まで

変更後の定員(期間①)	期間①の平均利用者数	前年度の平均利用者数(前年度に定員減少前の期間がある場合は、その期間を除いて計算)
-------------	------------	---

※利用者数の推定は適切な方法により行うこととされており、定員増から6か月間及び定員減から3か月間について、岡山県では上記のとおり取扱うこととする。

○定員規模別単価の取扱いについて

- ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）又は複数の昼間実施サービス（指定障害者支援施設基準第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。）を実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。



○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
- 算定される単位数
所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。
- 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

○過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

- 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合

30人×22日×3月=1,980人

1,980人×1.25=2,475人(受入れ可能延べ利用者数)

※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

- ◆ ただし、定員11人以下の場合には、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。(多機能型事業所の場合には適用されない。)

○多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

- 多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例) 利用定員40人の多機能型事業所(生活介護の利用定員20人、自立訓練(生活訓練)の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人)の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- ・生活介護 → 20人×150%=30人(10人まで受入可能)
- ・自立訓練(生活訓練) → 10人×150%=15人(5人まで受入可能)
- ・就労継続支援B型 → 10人×150%=15人(5人まで受入可能)

○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援 における定員超過利用減算の具体的取扱い

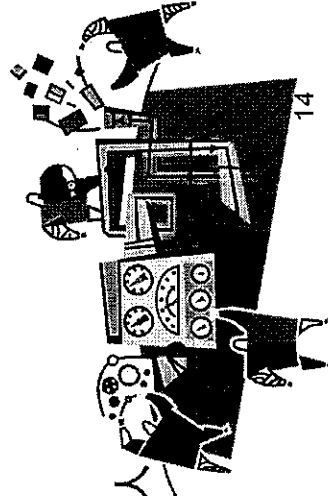
- 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い
 - ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合
1日の利用者の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。
 - イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合
1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

- 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い
直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

例：利用定員50人の施設の場合

$$(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$$
$$4,600人 \times 105\% = 4,830人 \text{ (受入れ可能延べ利用者数)}$$

※3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算



○利用者数の算定に当たっての留意事項

- 利用者の数の算定に当たっては、次の(1)から(3)までに該当する利用者を除くことができるとする。
 - また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点以下を切り上げる。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
 - (2) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障害発第0403004号)により定員の枠外として取り扱われる入所者
 - (3) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者

※都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導することになる。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

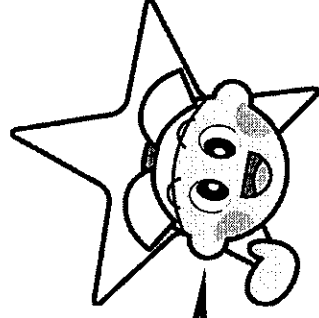
※なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用する場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について①

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助
- 算定される単位数
所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものに留意すること。
- 人員欠如減算の具体的取扱い
(従業者の員数)
 - ① 1割を超えて減少した場合
 - ……その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員（複数のサービスの提供単位が設置されている場合には、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。以下、②、③、④同様）について減算される。
 - ② 1割の範囲内で減少した場合
 - ……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たさずに至っている場合を除く）。
(従業者の員数以外)
 - ③ 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合
 - ……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たさずに至っている場合を除く）。
 - ④ 多機能型事業所等で、サービス管理責任者の員数等を満たしていない場合
(複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づく)
 - ……当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について②

- 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。
- 届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。
- 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。



人員欠如は県への届出が必要！
(夜勤職員欠如も同様)

○夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス施設入所支援
算定される単位数
所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものに留意すること。
- 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い
夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員(複数のサービスの提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。
 - ①夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数が2日以上連続して発生した場合
 - ②夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合
- 減算を行うに当たっては、届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならぬ。
- 都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討するものとする。¹⁸

○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助
- 算定される単位数
所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものに留意すること。
- 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。
- 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い
具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。
 - ① サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
 - ② 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。
- 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について①

- 対象となる障害福祉サービス
自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援
 - 算定される単位数
所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものに留意する。
 - 標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消の対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うことになる。
 - 標準利用期間超過減算の具体的取扱い
- ① 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者（サービスの利用開始から1年を超えていない者を除く。）ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。
- なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。
- ア 自立訓練（機能訓練）24月間 イ 自立訓練（生活訓練）30月間
- ウ 就労移行支援 30月間（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の8ただし書きの規定の適用を受ける場合には、42月間又は66月間とする。）

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について②

② 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。

ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあつてはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあつては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。

イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.75で除して得た期間とする。

ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.4で除して得た期間とする。

○複数の減算事由に該当する場合の取扱い

■ 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと（所定単位数の100分の70×100分の70＝所定単位数の100分の49の報酬を算定するものではないこと）。

なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うことになっており、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならない。

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い

■ 一部の加算については、本体報酬の定員区分と加算算定の定員区分が異なるものがあるので留意すること。

- 事業単位の定員により報酬を算定する加算
- ◆ 人員配置体制加算(生活介護)
- ◆ 夜勤職員配置体制加算(施設入所支援)
- ◆ 重度者支援体制加算(就労継続支援A型・B型)
- ◆ 目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型)

国保連への請求においては、請求コード誤り等の注意が必要！

※本体報酬については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、全ての事業単位の定員を合算した定員により算定。

- (例) 就労継続支援B型(定員20名)と生活介護(定員10名)の多機能型事業所において、就労継続支援B型で目標工賃達成指導員配置加算を請求する場合
- 本体報酬
 - 定員20+10=30人で、定員区分21人以上40人以下の区分を適用。
 - 目標工賃達成指導員配置加算
 - B型定員20人で算定するため、当該加算については20人以下の区分を適用。

○工賃実績報告について

■ 工賃実績報告

各対象事業所は、毎年4月に岡山県及び岡山市、倉敷市、新見市に対して前年度の工賃(賃金)実績を報告。報告様式及び算定表については、別途通知するので、これにしたがって計算、報告を行うこと。
なお、本算定結果は、事業者情報として幅広く公表されるものであること。

算定の考え方について、は次のとおり。

- (1) 工賃(賃金)の範囲
工賃、賃金、給与、手当、賞与その他の名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものをいう。(就労継続支援A型事業所については、保険料等控除前の額とする。)
- (2) 工賃(賃金)実績の報告内容
前年度の工賃(賃金)実績の平均額(時間額及び月額)
- (3) 平均工賃(賃金)の算定方法
① 平均工賃(賃金)月額の算定方法
ア 報告対象年度各月の工賃(賃金)支払対象者の総数を算出
(例: 50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は 45+50+48+50+50+49+50+47+50+50=584人となる。)
イ 報告対象年度に支払った工賃(賃金)総額を算出
ウ $\text{イ} \div \text{ア}$ により1人あたり平均月額工賃(賃金)額を算出
② 平均工賃(賃金)時間額の算定方法
ア 各日の各時間ごとの工賃(賃金)支払対象者の延べ人数を各日ごとに算出
イ 上記により算出した全ての日の延べ人数を合計
ウ 対象年度に支払った工賃(賃金)総額を算出
エ $\text{ウ} \div \text{イ}$ により1人あたり平均工賃(賃金)時間額を算出
- (4) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について」

(平成19年4月2日障発第0402001号
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)最終改正平成27年9月4日障発第0904第1号

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる 支援に係る基本報酬の算定について（1）

- 対象となる障害福祉サービス
就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型
- 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。
 - （1）施設外支援
企業内等で行われる企業実習等への支援
 - （2）施設外就労
利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援
 - （3）在宅において利用する場合の支援

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる 支援に係る基本報酬の算定について（2）

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

（1）施設外支援

① 施設外支援については、次のアからエまでの要件をいずれも満たす場合に限り、1年間（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる1年間とする。）に180日間を限度として算定する。なお、この場合の「180日間」とは、利用者が実際に利用した日数の合計数となることに留意すること。

ア 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。

イ 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。

ウ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていること。

エ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる 支援に係る基本報酬の算定について(3)

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

(1) 施設外支援

② 障害者試行雇用(トライアル雇用)及び精神障害者ステップアップ雇用

障害者試行雇用(トライアル雇用)及び精神障害者ステップアップ雇用については、下記の要件を満たす場合、施設外支援の対象となること。

ア 障害者試行雇用(トライアル雇用)

- a 前ページ①ア、ウ、エの条件を満たすこと
- b 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3ヶ月毎に作成(施設外サービス提供時は1週間毎)し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。

イ 精神障害者ステップアップ雇用

- a 上記「ア 障害者試行雇用(トライアル雇用)」の要件を全て満たすこと。
- b 施設外の活動時間が週20時間を下回る場合、通常の施設利用を行うことにより、週20時間以上とすること。

③ 施設外支援の特例について

施設外支援については、そのサービス提供期間の上限を年間180日と定めたところであるが、一定の要件を満たす場合、当該期間を超えて提供することが可能であること。

※要件については、通知を参照のこと。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる 支援に係る基本報酬の算定について（４）

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

（１）施設外支援

④ 施設外支援の留意事項

ア 同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として扱うこと。

イ 障害者試行雇用（トライアル雇用）及び精神障害者ステップアップについては、施設外支援の対象となる要件に個別支援計画の作成及び3ヶ月毎の見直しを行うこととしているが、その取扱いについて以下のとおり行うこと。

a 個別支援計画の作成及び見直しにおいては、事業所、本人及び関係者が参加の上、協議を行い、必要に応じて公共職業安定所及び受入企業から意見聴取を行い、市町村が必要な内容について判断すること。

b 個別支援計画の見直しは、都度、実施結果を把握し、延長の必要性や実施内容の見直し等を協議すること。

（例：精神障害者ステップアップ雇用の実施期間を10ヶ月間とした場合、施設外支援開始時に10ヶ月間全体の到達目標を踏まえた上で3ヶ月目までの個別支援計画を作成し、3ヶ月目にその間の実施結果を見た上で延長の必要性等について協議を行い、延長と判断した場合、個別支援計画を更新し、6ヶ月目までのものを作成する。以降6ヶ月目、9ヶ月目においても同様に行う。）

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（５）

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

（２）施設外就労

① 施設外就労（企業内就労）については、次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合に限り、算定する。

ア 施設外就労1ユニットあたりの最低定員は1人以上とすること。なお、施設外就労の総数については、利用定員の100分の70以下とすること。

イ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと

ウ 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者的人数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。

エ 施設外就労の提供が、当該施設の運営規定に位置づけられていること。

オ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。

カ 緊急時の対応ができること。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（6）

- 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について
- (2) 施設外就労
 - ② 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること。
 - ③ 報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること。
 - ④ その他
 - ア 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること。
 - a 請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。
 - b 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。
 - c 施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用賃貸借契約が締結されていること。また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（7）

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

(2) 施設外就労

④ その他

- イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。
 - a 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。
 - b 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。
- ウ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること。
- エ 施設の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定すること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。
- オ 事業所は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に併せて提出すること。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる 支援に係る基本報酬の算定について（8）

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

(2) 施設外就労

④ その他

カ 施設外就労に随行する支援員の業務

施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。

- a 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- b 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- c 作業指導等、対象者が施設外支援を行うために必要な支援
- d 施設外支援についてのノウハウの蓄積及び提供
- e 委託先企業や対象者の家族との連携
- f その他上記以外に必要な業務

キ 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。

(参考) 施設外支援と施設外就労との違いについて

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要	否 (就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算(1)を算定する場合は要)
報酬算定の対象となる支援の要件	<p>① 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者的人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。</p> <p>② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。</p> <p>③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。</p> <p>④ 緊急時の対応ができること。</p> <p>⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。</p> <p>⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p>	<p>① 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。</p> <p>② 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。</p> <p>③ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることであり、日報が作成されていること。</p> <p>④ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。</p>
本措置による報酬算定対象	<p>本体施設利用者の増員分 (施設外就労利用者と同数以内)</p>	施設外支援利用者
本体施設利用者の増員	可(利用定員の100分の70以下)	不可
施設外でのサービス提供期限	無	年間180日を限度(特例の場合、当該期限を超えて提供することも可)

○雇用関係助成金との関係について(1)

■ 就労移行支援、就労継続支援B型、就労継続支援A型(雇用無)

ア 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

a 第1号職場適応援助者助成金…受給可能

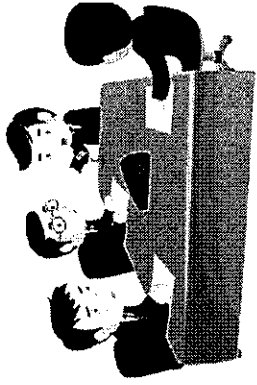
b 障害者能力開発助成金第4種(グループ就労訓練請負型)…受給可能

イ その他の雇用関係助成金

(上記アのa, bを除く障害者雇用納付金制度に基づく助成金を含む)…受給不可

※その他の雇用関係助成金は、労働者が常用雇用されることや、雇用されている労働者の数や割合に応じて支給されるものであることから、利用者を雇用しない本事業においては受給対象とならない。

各種助成金についての
お問い合わせは
お近くのハローワークまで



○雇用関係助成金との関係について(2)

各種助成金についての
お問い合わせは
お近くのハローワークまで

■ 就労継続支援A型事業(雇用有)

- ア 障害者雇用調整金・報奨金…受給可能
- イ 障害者試行雇用奨励金(トライアル雇用奨励金)…受給不可
- ウ 精神障害者ステップアップ雇用奨励金…受給不可
- エ 職場適応訓練…個別判断
- オ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
 - a 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金…受給可能
 - b 第1号職場適応援助者助成金…受給可能
 - c 重度障害者等通勤対策助成金(通勤援助者委嘱助成金を除く)…受給可能
 - d 障害者介助等助成金、第2号職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤援助者の委嘱助成金、障害者能力開発助成金(第1種、第2種、第3種及び第4種(グループ就労訓練雇用型に限る))…受給不可
- カ 障害者職業能力開発助成金第4種(グループ就労訓練請負型)…受給可能
- キ 障害者職業能力開発助成金第4種(グループ就労訓練職場実習型)…受給可能
- ク 特定求職者雇用開発助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金…個別判断
- ク 障害者初回雇用奨励金…個別判断
- ク 特例子会社等設立促進助成金…個別判断

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練との関係について

① 就労移行支援事業、就労継続支援事業A型（雇用無）、及び就労継続支援事業B型（以下「就労系事業」という。）の利用者が、当該就労系事業者以外の委託訓練実施機関において、職業訓練を受講する場合

当該受講に関して、上記就労系事業者が一定の支援を実施することにより、施設外支援の対象となること。また、受講日以外における就労系事業の利用も訓練等給付の対象となること。

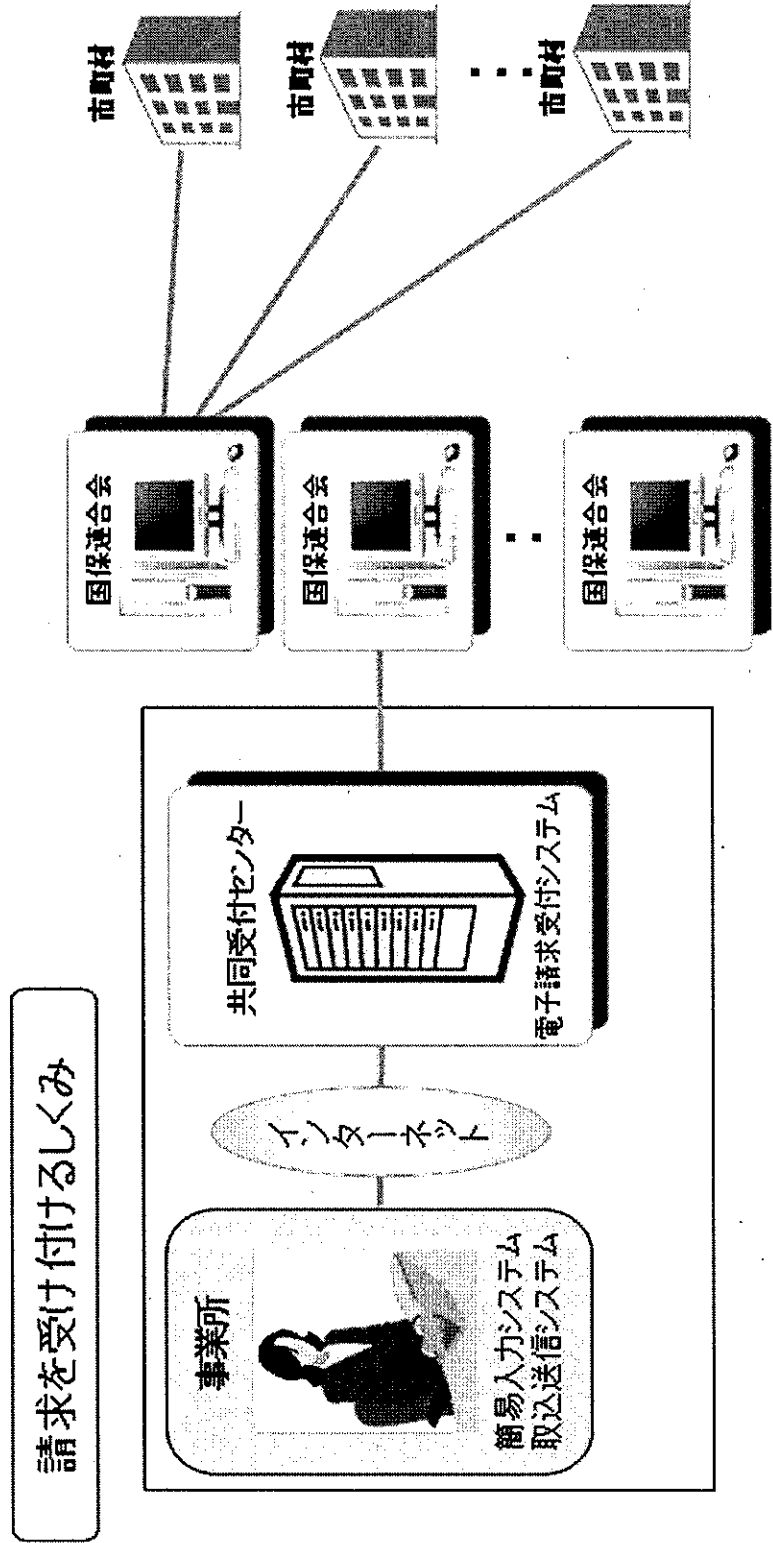
② 就労系事業利用者が、当該就労系事業者自らが受託する委託訓練を受講する場合

当該利用者が委託訓練を受講している期間中は、当該委託訓練を受講していない日であっても、訓練等給付の対象とならないこと。

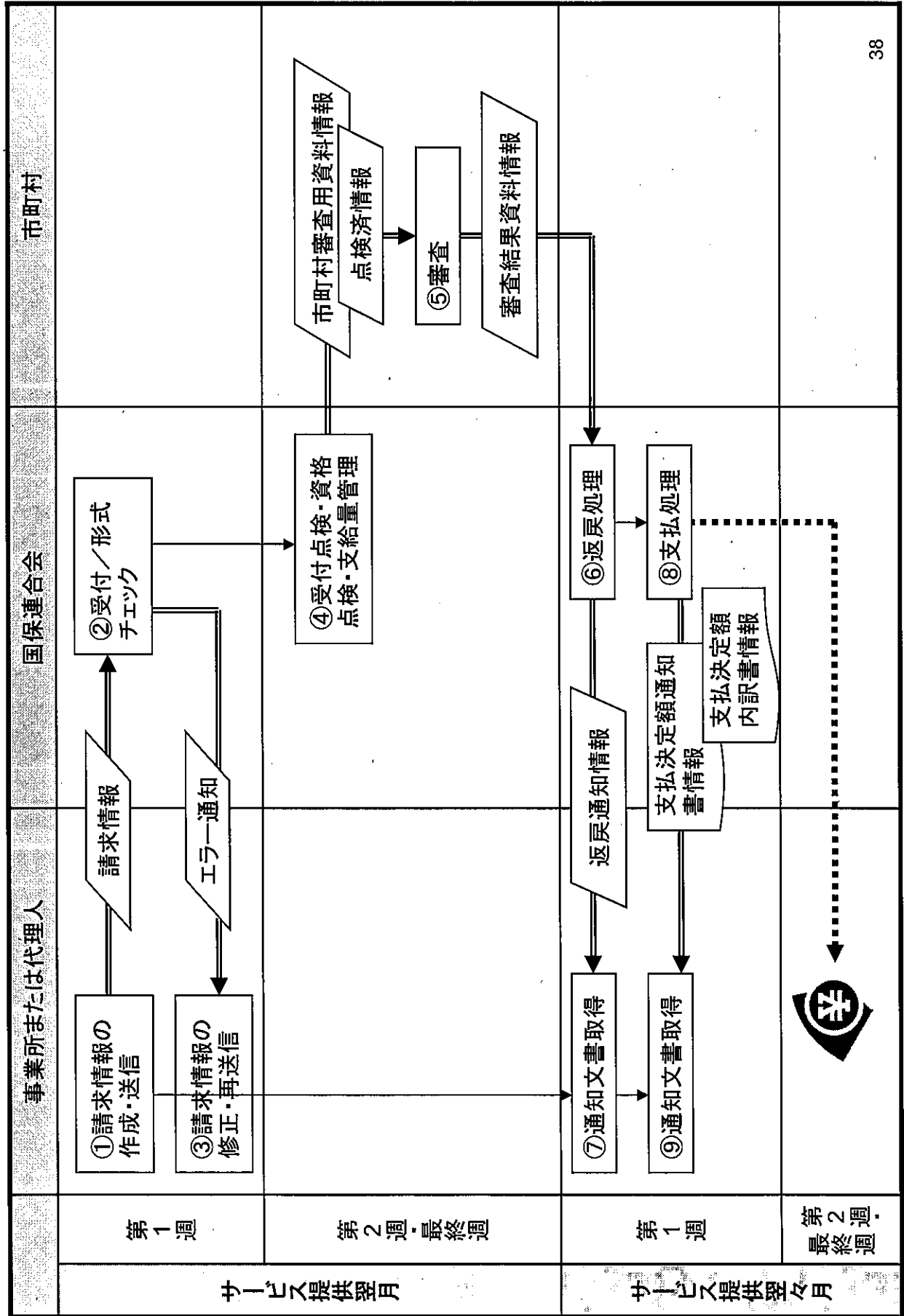
電子請求システム

○電子請求システム（支払等システム）について

- ◎インターネット利用による請求
- 請求情報の作成および送信は、簡易入力システムを使用する。
※請求情報の作成は市販の事業所業務管理ソフトウェア(他システム)を使用することもできる。この場合は、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行う取込送信システムを使用する。
- 事業所がインターネットで送信した請求情報は、電子請求受付システムを經由して国保連合会に送信される。
- 国保連合会では請求情報を処理し、市町村による審査の後、作成された支払額決定通知書等の通知情報(データ/PDF)をインターネットで事業所宛に送信する。



○介護給付費等の請求の流れ



○請求の流れ①

① 請求情報の作成・送信

事業所等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、簡易入力システムに請求情報（「表1 提出する請求情報」参照）を入力し、サービス提供翌月の10日までにインターネットにより国保連合会（電子請求受付システム）に送信する。

（表1 提出する請求情報）

請求情報	障害福祉サービス		
	該事業所	指定サービス事業所	指定相談支援事業所等
介護給付費・訓練等給付費等請求書情報		○	
介護給付費・訓練等給付費明細書情報		○	
特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報			○ ※1
特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報			○ ※1
計画相談支援給付費等請求書情報			○
利用者負担上限額管理結果情報		○	○ ※1
サービス提供実績記録票情報		○	○ ※1

※1：市町村が国保連合会に委託している場合

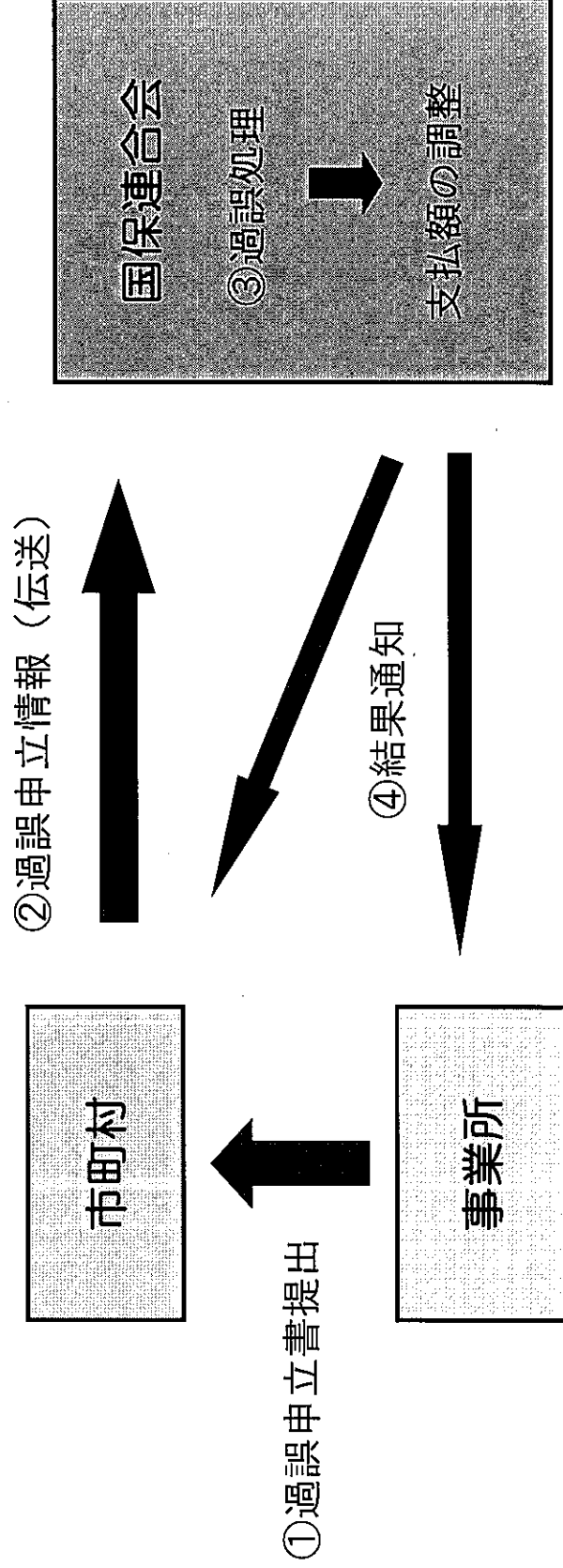
○請求の流れ②

- ② 受付／形式チェック
提出された請求情報については、電子請求受付システムで形式チェックを行い、内容にエラーがあれば到達確認画面にエラー表示される。
- ③ 請求情報の修正・再送信
形式チェックでエラーとなった情報の確認、誤りを修正した後、国連(電子請求受付システム)に再送信する。
- ④ 受付点検・資格点検・支給量点検
国保連は受付点検等を行い、市町村審査用資料及び点検済情報を作成し市町村へ送付。
- ⑤ 審査
市町村は審査を行い、審査結果を国保連へ送信。
- ⑥ 返戻処理
市町村の審査結果資料情報により、返戻が発生した場合、事業所等へ返戻通知情報を送信する。(審査月の月末頃に電子請求受付システムの照会一覧画面より確認可能)
- ⑦ 通知文書取得
国保連(電子請求受付システム)から返戻通知情報を受信(ダウンロード)する。
- ⑧ 支払処理
市町村の審査結果資料情報に基づき事業所等へ支払決定額通知書情報等を送信。支払決定通知書に基づき、15日に指定口座へ振り込み。(土日祝日の場合は翌営業日)
- ⑨ 通知文書取得
国保連(電子請求受付システム)から支払決定額通知書情報等を受信(ダウンロード)する。

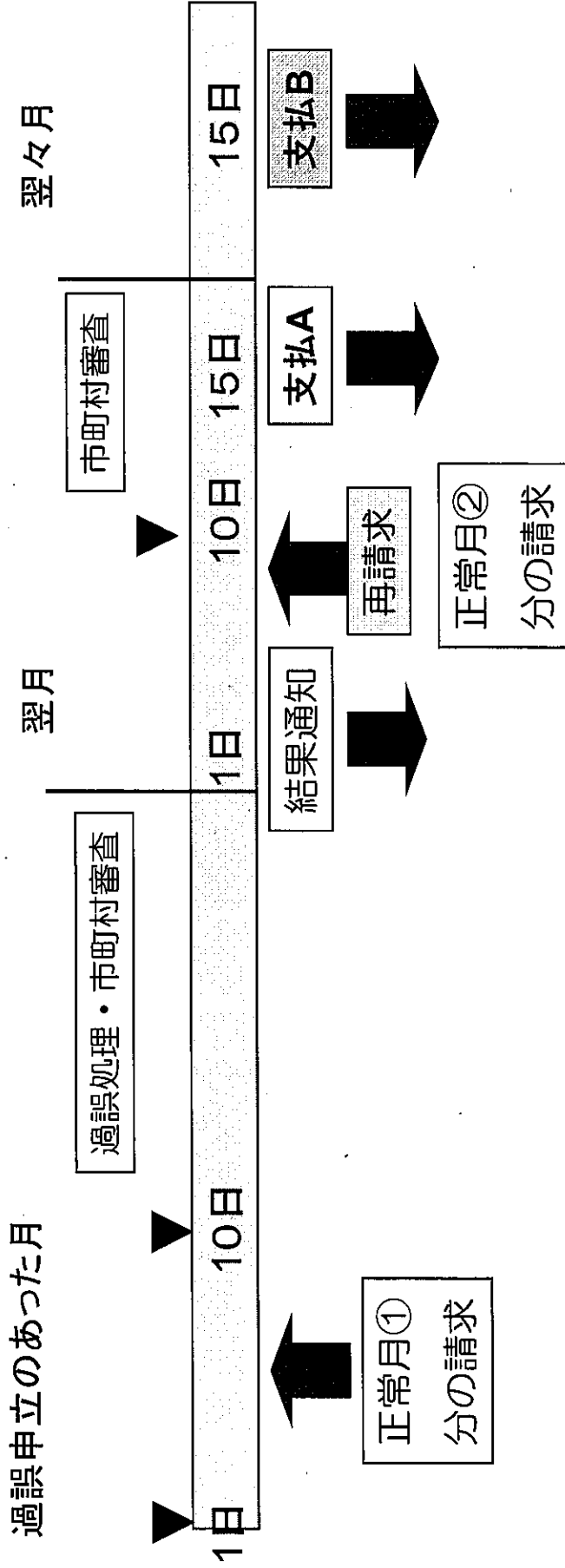
○過誤処理について

- 請求内容の誤りによる返戻であった場合、当該明細書の修正を行い、国保連合会に再請求を行う。(請求明細書の誤りで返戻となり、再請求を行う場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票も合わせて再提出する必要がある。)
また、市町村から国保連合会に送る台帳の誤りによる返戻の場合、市町村に対し台帳の修正を依頼し、その後、国保連合会に再請求を行う。

- 過誤申し立ての依頼について
事業所等は、請求明細書等の記載誤り等によって、実際のサービス提供実績とは異なる金額の支払いが行われた場合、介護給付費・訓練給付費の取下げを行う(支払決定済みの請求のみ取り下げ可能)。取り下げを行う場合、市町村にその旨を連絡し、国保連合会に過誤申し立てを行うよう依頼する。



○通常過誤の請求・支払のスケジュール



※支払A……正常月①分の支払から過誤処理分を差引いた金額が支払われる。

※支払B……正常月②分と再請求分を足した金額が支払われる。

このほかに、請求額より過誤額が多い等、市町村の判断により同月過誤（正常月分と再請求分の合計金額から過誤処理分を差引いた金額を支払う。）を行うことができます。

【支払等システムに関する問い合わせ先】

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者総合支援班

TEL：086-223-9110

<受付時間>

平日 8:30~17:15 (12:00~13:00は除く)

※請求時の「エラー」及び「警告」発生減少のため、適正な算定及び請求手続をお願いします。

○関係通知等

必ず読んで
おくべき通知

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
 - 障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について
 - 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について
 - 就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて
- 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について

適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いします。

平成27年度報酬改定について【共通事項】

1 福祉・介護職員処遇改善加算の充実

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ【新設】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ(新)定量的要件に適合すること

※(新)定量的要件

平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

2 福祉専門職員配置等加算の見直し

福祉専門職員配置等加算Ⅰ【新設】

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所

- ① 生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型等
15単位/日
- ② 療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助等 10単位/日

3 送迎加算の見直し

都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)について、送迎人数や送迎頻度の要件を緩和した加算区分を新設。

送迎加算Ⅱ【新設】 13単位/回

「1回の送迎につき平均10人以上が利用している(利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用していること)又は週3回以上の送迎実施の場合に算定。」

また、原則として事業所と居宅間のみとされていた取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算対象とする。

ただし、利用者からの同意書が必要。

4 食事提供体制加算の適用期限の延長

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型では平成27年3月31日までの時限措置として当該加算が設けられていたが、平成30年3月31日まで延長。

5 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

日中活動系サービスのみ対象 → 施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助も対象

平成27年度報酬改定について【生活介護】

1 開所時間減算の見直し

適正なサービス時間の評価を行うため、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに創設。

(見直し後)

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算。

2 常勤看護職員等配置加算【新設】

従来、基本報酬の中で行っていた看護職員の配置に対する評価についてその一部を加算で評価する。

看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価する加算を創設

[利用定員が20人以下]	28単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	19単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	11単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	8単位/日
[利用定員が81人以上]	6単位/日

平成27年度報酬改定について【短期入所】

1 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

短期入所における緊急時の円滑な受入れをさらに促進するため、加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価を重点化。

(1) 緊急短期入所体制確保加算の見直し

(見直し後)

利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を提供できる体制を整備しており、かつ、過去3か月における利用率が100分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。

(2) 緊急短期入所受入加算の見直し

(見直し後) 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位/日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位/日

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して算定。

2 医療連携体制加算の見直し

加算(Ⅰ)、(Ⅱ)について、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いことを勘案し、加算単位を引き上げる。

(見直し後) 加算(Ⅰ) 600単位/日

加算(Ⅱ) 300単位/日

3 重度障害者支援加算の見直し

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合、追加して加算を行う。

(見直し後)

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合
50単位/日

※強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行った場合、さらに10単位/日を加算。

4 単独型加算の見直し

単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)であった短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に追加して加算を行う。

(見直し後) 単独型加算 320単位/日

※利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)であって、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合、さらに100単位/日を加算。

平成27年度報酬改定について【施設入所支援】

○ 重度障害者支援加算（Ⅱ）の見直し

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者により、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に体制分の加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。

【見直し後の要件】

- ① 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した体制を整えた場合（体制加算）

7単位／日

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に算定する。

- ② 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合（個人加算）

180単位／日

※実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。なお、当該基礎研修修了者1人につき利用者5人まで算定でき、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要がある。

（留意事項）

強度行動障害支援者養成研修については、従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までは研修受講計画の作成で足りる経過措置を設ける。

加算の算定開始から90日以内に700単位／日を加算する従来の取扱いについては、個別の支援を行った日に算定できることとする。

施設入所支援における重度障害者支援加算(Ⅱ)の適用について(例1:算定できる人数は?)

加算要件:基礎研修了者1人の配置につき、利用者5人まで算定可能、施設支援の従事者として4時間程度は従事する必要あり。

当施設の夜間時間帯: 17:00~9:00

ケース1 ➡ 一つの勤務時間帯(夜間時間帯)で10人分の加算を算定できる?

		4月2日										4月3日						
氏名		17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00
生活支援員 I	①												A・B・C・D・Eさんを支援					
	②												F・G・H・I・Jさんを支援					

ケース2 ➡ 同一日(暦日)に10人分の加算を算定できる?

		4月2日										4月3日						
氏名		17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00
生活支援員 I	①												A・B・C・D・Eさんを支援					
	②												F・G・H・I・Jさんを支援					



一人の支援者につき算定できるのは、一つの勤務時間帯(夜間時間帯)において5人までであり、かつ同一日(暦日)においても5人までであるので、ケース1, 2のいずれも加算を算定できるのは5人までであり、10人分の加算は算定できない。

施設入所支援における重度障害者支援加算(Ⅱ)の適用について(例2:同じ人を1日に2回支援できる?)

加算要件:基礎研修修了者1人の配置につき、利用者5人まで算定可能、施設支援の従事者として4時間程度は従事する必要あり。

当施設の夜間時間帯:17:00~9:00

ケース1 → 一人の支援者が一人の利用者に対して、同一の夜間時間帯に2回加算を算定できる?

		4月1日		4月2日		4月3日				
		17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00
氏名										
生活支援員 I			①	Aさんを支援		②	Aさんを支援			

ケース2 → 一人の支援者が一人の利用者に対して、同一日(暦日)に2回加算を算定できる?

		4月1日		4月2日		4月3日				
		17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00
氏名										
生活支援員 I										②
										Aさんを支援



一人の支援者が一人の利用者に対し算定できるのは、同一日(暦日)において1回のみであるが、同一の夜間時間帯においては特に制約は設けていないので、ケース1については2回算定できるが、ケース2は1回しか算定できない。

施設入所における重度障害者支援加算(Ⅱ)の適用について(例3:2人で同じ人を2回支援できる?)

当施設の夜間時間帯: 17:00~9:00

氏名	4月1日												4月2日												4月3日																												
	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00																		
生活支援員 I												① Aさんを支援																																									
生活支援員 II																																																					

同一夜間時間帯に同じ利用者を2人の支援者が別々に支援できる?

② Aさんを支援

氏名	4月1日												4月2日												4月3日																												
	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00																		
生活支援員 I																																																					
生活支援員 II																																																					

同一夜間時間帯(同一日)に同じ利用者を2人の支援者が別々に支援できる?

① Aさんを支援

② Aさんを支援

氏名	4月1日												4月2日												4月3日																											
	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	0:00	1:00																	
生活支援員 I																																																				
生活支援員 II																																																				

同一日(暦日)に同じ利用者を2人の支援者が別々に支援できる?

① Aさんを支援

② Aさんを支援

加算の可否

支援者が異なる場合は、一人の利用者に対する同一の夜間時間帯又は同一日(暦日)における算定の制約は特にないので、ケース1~3のいずれも2回(①、②とも)算定できる。

平成27年度報酬改定について【宿泊型自立訓練】

1 夜間支援等体制加算の見直し(共同生活援助の加算を参照)

(見直し後)

① 夜間支援等体制加算Ⅰ

夜勤を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定

② 夜間支援等体制加算Ⅱ

宿直を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定

③ 夜間支援等体制加算Ⅲ

夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定

※同一日にそれぞれを併算定することはできない。

2 日中支援加算の算定対象となる日中活動の拡大

心身の状況等により、やむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に対する支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大。

(見直し後)

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア

平成27年度報酬改定について【就労移行支援】

1 就労定着支援体制加算【新設】

加算を算定する年度の前年度において、一定の期間継続して就労している者又は就労していた者の数を利用定員で除した数に応じて所定の単位数を加算。

ただし、就労継続支援A型に移行した利用者については就労定着実績には含まない。

就労定着者の割合	6月以上12月未満	12月以上24月未満	24月以上36月未満
利用定員の5%以上15%未満	29単位/日	25単位/日	21単位/日
利用定員の15%以上25%未満	48単位/日	41単位/日	34単位/日
利用定員の25%以上35%未満	71単位/日	61単位/日	51単位/日
利用定員の35%以上45%未満	102単位/日	88単位/日	73単位/日
利用定員の45%以上	146単位/日	125単位/日	105単位/日

2 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設。

(見直し後)

【過去2年間の就労移行者数が0の場合】 所定単位数の85%を算定(新設)

【過去3年間の就労定着者数が0の場合】 所定単位数の70%を算定

【過去4年間の就労定着者数が0の場合】 所定単位数の50%を算定

※就労定着者数とは一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6か月以上雇用されている者の数。

なお、就労継続支援A型に移行した利用者については、就労移行者数及び就労定着者数には含まれない。

3 移行準備支援体制加算(II)の算定要件見直し

(見直し後)

就労支援単位ごとに実施すること

※1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

平成27年度報酬改定について【就労継続支援A型・B型】

1 短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化（就労継続支援A型のみ）

短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものに見直す。

平均利用時間	算定
1時間未満	基本単位数の30%
1時間以上2時間未満	基本単位数の40%
2時間以上3時間未満	基本単位数の50%
3時間以上4時間未満	基本単位数の75%
4時間以上5時間未満	基本単位数の90%

※利用開始時には予見できない事由により短時間利用（5時間未満）となった場合は、90日を限度に平均利用時間の算出から除外できる。（県への届出が必要、詳細は平成27年11月11日付事務連絡参照）

2 目標工賃達成加算、目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援B型のみ）

工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、目標工賃達成加算の算定要件を見直す。また、工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件も見直す。

(1) 目標工賃達成加算（1）〔新設〕

以下のいずれも満たす場合に算定。

- ①前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上
- ②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の2分の1以上
- ③前年度の工賃実績が、工賃の目標額以上
- ④各都道府県において作成されている工賃向上計画に基づき自らも工賃向上計画を作成していること。

(2) 目標工賃達成加算の算定要件の見直し

現行の算定要件に「前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること」を加える。

(3) 目標工賃達成指導員配置加算の算定要件見直し

（見直し後）

就労継続支援B型サービス費（I）を算定する事業所において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で、1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。

3 施設外就労加算の算定要件見直し

施設外就労加算について、多様な施設外就労が可能となるよう就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1ユニット1人でも加算算定可能とする。

指定就労継続支援A型事業所 管理者 殿
(岡山市、倉敷市、新見市を除く)

岡山県保健福祉部障害福祉課長

指定就労継続支援A型事業所における適正な事業運営の確保等について

就労継続支援A型事業については、利用者の利用を正当な理由なく短時間に限るなど、本来の事業の趣旨に反する不適切な事例が見られたことから、平成24年10月に短時間利用減算の仕組みが導入されたところです。しかし、依然として不適切な運営を行っている事業所の存在が指摘されていることから、本年度の報酬改定において、利用実態を踏まえたものとなるようこの仕組みが見直され、本年10月1日から施行されたところです。

つきましては、下記の点に十分留意の上、適正な事業運営の確保及び適切な報酬請求に努めてください。

記

1 適正な事業運営の確保

平成27年9月8日付け、障障発0908第1号厚生労働省通知において、運営基準に反する不適切な事業運営の事例が挙げられていますが、こうした事例が発生することのないよう次の点を遵守してください。

- ① 事業収益によって最低賃金の支払いが可能な収益性の高い仕事を提供すること。
- ② 適切なアセスメントに基づき、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画を策定した上で、サービス提供を行うこと。
- ③ 利用者の意向によることなく不当に退所させてはならないこと。

【厚生労働省通知のホームページ掲載先】

岡山県HP>障害福祉課HP>「障害福祉サービス関係最新情報」>指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について

2 短時間利用減算への対応

平均利用時間(過去3か月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延べ利用時間を当該利用者の延べ人数で除したもの)が5時間未満である場合に、時間に応じて基本単位数の90%~30%に減算するものです。今回の制度改正に伴い、次のとおり関係様式を定め、県のホームページに掲載しましたので、活用してください。

(1) 平均利用時間算出表

各事業所においては、毎月の報酬請求に当たり、短時間利用減算に該当するか否かを確認する必要があります。平均利用時間算出表その他の算出の根拠については、報酬請求に関わる書類として保管してください。

(2) 平均利用時間算出に係る除外届出書

利用開始時には予見できない事由により短時間利用(1日5時間未満の利用)となった者については、90日を限度に平均利用時間の算出から除外することができます。除外する場合は、本届出書(2部)を所管する県民局に届け出てください。

【関係様式のホームページ掲載先】

岡山県HP>障害福祉課HP>事業者の指定(更新)申請・変更届・体制届について>介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制届及び各種加算等への届出様式について>加算等の届出様式について>就労継続支援>就労継続A型事業所における短時間利用減算

平成27年度報酬改定について【共同生活援助】

1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）

（Ⅰ）加算の区分

- 加算（Ⅰ） 「夜勤」を行う夜間支援従事者を配置する共同生活住居の利用者について算定
- 加算（Ⅱ） 「宿直」を行う夜間支援従事者を配置する共同生活住居の利用者について算定
- 加算（Ⅲ） 「夜間防災体制」又は「夜間に常時の連絡体制」を確保している共同生活住居の利用者について算定

※共同生活住居ごとに加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかの算定が可能

（改定後）

夜間支援等体制加算（Ⅰ）において3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。夜間支援体制の実態をより適切に評価できるよう、月単位ではなく日単位で夜間支援等体制加算を算定できるよう見直し。（日単位で加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定）

2 重度障害者支援加算の算定要件見直し

重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、一部の従業者に対し一定の研修（強度行動障害支援者養成研修等）の受講を課すとともに、重度障害者に対する支援を評価する加算へ見直し、重度障害者が1人の事業所についても算定対象とした。

（改定後）360単位/日

重度の障害者が1人以上いる事業所

サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者等であること、かつ、生活支援員の20%以上が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者等であること。その際、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者がいる事業所であって、重度障害者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該修了者を配置している旨届出しており、かつ、支援計画シート等を作成していること。ただし、平成30年3月31日までの経過措置期間を設け、当該期間中は要件を緩和する。

※事業所の重度障害者についてのみ算定。

3 日中支援加算の算定要件拡大

障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を共同生活住居で過ごす利用者に対する支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大。

[日中支援加算（Ⅱ）の算定対象の日中活動]

（改定後）

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア

4 その他

重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、経過措置を平成30年3月31日まで延長。

実地指導での指導項目等整理票 【施設・通所・居住系事業所】

番号	対象サービス	指導項目 (課題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容等 (適正な取扱い等)	根拠条文等
1	就労継続支援A型	個別支援計画未作成減算	個別支援計画書作成において、アセスメント及びモニタリング等の一連の業務が適切に行われていない利用者が散見された。	今後は適切に行うとともに、不適切な事例については、個別支援計画未作成減算とし、所定単位数に100分の95を乗じて算定すること。	基準条例第185条(第60条準用)、報酬告示別表13の1注4(2)
2	共同生活援助	体験入居に係る個別支援計画未作成減算	体験入居記録は作成されているが、共同生活援助計画が未作成であった。	個別支援計画を作成した上でサービスを提供すること。所定単位数に100分の95を乗じて得た数を算定することとし、対象利用者の算定分について、関係市町村と協議の上、過誤調整すること。	報酬告示別表第15の1注6及び注7(2)、報酬留意事項通知第二の1(10)
3	通所系サービス	初期加算	初期加算について、サービスの利用開始から30日間を経過した日以降も算定していた。また、初期加算を算定している利用者について、サービスの利用の初期段階での十分なアセスメントが実施されず、適切な個別支援計画が作成されていなかった。	初期加算はサービスの利用開始から30日間のみ算定対象となる。また、初期加算を算定する場合はサービスの利用の初期段階での十分なアセスメントの実施及び適切な個別支援計画の作成が必要であり、算定要件を満たしていない場合は当該初期加算の算定は認められない。	報酬告示別表第14の5注、報酬留意事項通知第二の2(6)⑦
4	全サービス	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算の対象となる福祉専門職員に変動が生じていたが届出がされていなかった。	福祉専門職員配置等加算について、福祉専門職員に変動が生じた場合は、速やかに届け出ること。	報酬告示別表第6の3
5	施設入所支援	入所時特別支援加算	空床利用型短期入所から日を空けることなく、引き続き本体施設に入所した利用者について、入所日から30日間、加算を算定していた。	30日から入所直前の短期入所の利用日数を差し引いた日数に限り算定すること。	報酬告示別表第9の5、留意事項通知第二の2(9)⑧
6	施設入所支援	入院・外泊時加算Ⅱ	9日を超える入院・外泊時の支援について、個別支援計画における位置付けがなされていなかった。	9日を超える入院・外泊時に想定される支援について、あらかじめ当該利用者の個別支援計画に位置付けた上で、支援を行うこと。	報酬告示別表第9の6、報酬留意事項通知第二の2(9)⑨
7	施設入所支援	入院時支援特別加算	利用者が入院をした際に、入院を始めて9日目以上90日以下の間において、入院・外泊時加算(Ⅱ)を算定せずに、入院時支援特別加算を算定していた。	入院時支援特別加算は、入院・外泊時加算が算定される期間を除き、当該月における入院期間の日数の合計に応じて算定することとされており、入院から90日以下の間について入院時支援特別加算は算定できない。なお、当該期間については、本来、入院・外泊時加算(Ⅱ)の算定対象期間である。	報酬告示別表第9の7、報酬留意事項通知第二の2(9)⑩、H24年度報酬改定Q&A4の(3)問54-3
8	施設入所支援	入院・外泊時加算Ⅱ	入院時外泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、9日を超える入院にあっては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行う必要がある。また、支援を行った場合は、その支援の内容を記録する必要があるが、原則として1週間に1回以上訪問していた記録が見受けられなかった。	入院時外泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、9日を超える入院にあっては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行う必要がある。また、支援を行った場合は、その支援の内容を記録する必要がある。	報酬留意事項通知第二の2(9)⑨
9	施設入所支援	栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算について、栄養マネジメントに関わる者(医師)に変動が生じているのに届出がされていなかった。	栄養マネジメント加算について、栄養マネジメントに関わる者に変動が生じた場合は、速やかに届け出ること。	報酬告示別表第9の10
10	通所系サービス	送迎加算Ⅰ	送迎対象者が2名のみであり、平均10人以上とされた算定要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定していた。	送迎加算Ⅰの算定要件である週3回以上及び平均10人以上の要件をチェックシート等を活用して十分に確認し、適正な加算算定を行うこと。	報酬告示別表第13の13注、報酬留意事項通知第二の2(6)⑬
11	就労継続支援A型	送迎加算	居宅以外の場所から送迎を行う場合、利用者の同意書がなかった。	居宅以外の場所から送迎を行う場合、利用者から書面で同意を得ること。	
12	通所系サービス	訪問支援特別加算	訪問支援特別加算について、当該加算を1月に2回算定する場合に再度5日間以上連続して利用がなかった場合にのみ算定できるが、当該要件を満たさない日について加算を算定していた。 また、当該加算を算定する場合は、対象となる利用者に係る個別支援計画に当該支援を位置づけるとともに、当該支援に要する標準的な所要時間を定めておく必要があるが、明確に記載がされていなかった。	訪問支援特別加算を1月に2回算定する場合は、再度5日間以上連続して利用がなかった場合にのみ算定できる。 当該加算を算定する場合は、対象となる利用者に係る個別支援計画に当該支援を位置づけるとともに、当該支援に要する標準的な所要時間を定めておく必要がある。 当該支援を行うのに要する標準的な所要時間を個別支援計画に明確に記載すること。	報酬告示別表第13の5注、報酬留意事項通知第二の2(6)⑭
13	就労系サービス	施設外就労	施設外就労加算を算定している利用者について、一月の利用日数のうち2日間は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことになっているが、一月の利用日数の全部について当該加算を算定していた。施設外就労に従事している利用者について、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行った評価日が確認できない事例が見受けられた。	施設外就労加算を算定している利用者について、一月の利用日数のうち2日間は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うことに留意すること。	報酬告示別表第14の12注、報酬留意事項通知第二の3(5)⑮(第二の3(4)⑮準用)、A型B型留意事項通知5の(2)の④のオ

実地指導での指導項目等整理票【施設・通所・居住系事業所】

番号	対象サービス	指導項目(標題)	改善を要する事項に係る事例等(誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容等(適正な取扱い等)	根拠条文等
14	就労継続支援B型	施設外就労	施設外就労に関して企業等と締結している契約書について、業務委託契約として締結されており、さらに、その契約内容についても、必要な記載条項「作業の完成についての財政上及び法律上の全ての責任は事業所を運営する法人が負うものであること。」等が記載されていない。	施設外就労に関して企業等と締結する契約については、請負契約とすること。さらに、その契約内容についても、必要な記載条項「作業の完成についての財政上及び法律上の全ての責任は事業所を運営する法人が負うものであること。」等を記載すること。 ※施設外就労(加算の算定)の要件の一つに、「請負契約の締結」があり、上記の他、次の点に留意すること。 ① 同一法人が運営する別の企業・事業所等で作業を行う場合は、同一法人間ではここでいう請負契約は成立しないため、加算の算定はできない。(作業自体は、法人内での業務指示として実施することは可能) ② 請負契約に基づき報酬は、完成された作業の内容に応じて算定される必要があり、報酬支払いが作業内容に応じていない場合(例:食堂運営の委託を受け、その売上げを自らの収入とし、報酬支払いはない場合など)は、加算の算定はできない。	報酬告示別表第14の12注、報酬留意事項通知第二の3(5)③(第二の3(4)①準用)、A型B型留意事項通知5の(2)の④のア
15	療養介護、自立訓練、就労系サービス	障害福祉サービスの体験利用支援加算	障害福祉サービスの体験利用支援加算を算定していたが、当該利用者は、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する者ではなく算定対象外であった。	障害福祉サービスの体験利用支援加算の算定は、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する者であることに留意すること。	報酬告示別表第13の14注
16	就労継続支援A型	欠席時対応加算	欠席時対応加算を算定した日について、支援経過記録に欠席の旨の記録はあり、利用者等への連絡調整等の相談援助を行ったことだが、その相談援助について、利用を促す等の具体的な記録がなかった。当該加算の算定要件を満たす具体的な相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容の記録を適切に整備、保存すること。	当該加算の算定要件を満たす具体的な相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容の記録を適切に整備、保存すること。 ※1回の連絡(相談支援)につき、加算を算定できるのは1日分のみである。	報酬告示別表13の9の注、報酬留意事項通知第二の3(4)⑨(第二の2(6)⑨準用)
17	就労継続支援B型	欠席時対応加算	利用者の入院が判明し、あらかじめ利用しないことが確認された場合においても、当該加算を算定していた。	当該加算の要件に「あらかじめサービス利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において」とあり、利用者の入院が判明し、あらかじめ利用しないことが確認された場合においては、当該加算は算定できない。当該利用者の算定分について、関係市町村と協議の上、過誤調整すること。	報酬告示別表第14の10注、報酬留意事項通知第二の3(5)⑩(第二の2(6)⑨準用)
18	就労継続支援A型	欠席時対応加算	利用を中止した日の前々日より前に連絡があった場合に算定していた。	急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に、加算を算定すること。	報酬告示別表第13の9、留意事項通知第二の3(4)⑩
19	共同生活援助	夜間支援体制加算Ⅲ	対象者が外泊した初日に、夜間支援体制加算Ⅲを算定しているが、初日から利用者は不在であり、夜間及び深夜の時間帯における支援が実施されていない。	対象者が外泊した初日から不在であり、夜間及び深夜の時間帯における支援が実施されていないので、当該加算は算定できない。対象利用者への算定分及び同内容で算定している他のケースも含め再点検し、関係市町村と協議の上、過誤調整すること。	報酬留意事項通知第二の3(6)⑥(三)、平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A問21
20	共同生活援助	夜間支援体制加算(Ⅲ)における常時の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話は設置されていたが、その電話番号や取扱方法が共同生活住居内に掲示されていない。	夜間支援体制加算(Ⅲ)の算定においては、緊急時に、常時の連絡体制を確保していることが必要なので、携帯番号等を共同生活住居内の見やすい場所に掲示する等利用者へ周知すること。	報酬留意事項通知第二の3(6)⑥(三)イ
21	障害者支援施設	栄養マネジメント加算	当加算の算定開始日よりも、入所者又はその家族が栄養ケア計画に同意した日が後にになっているものが見受けられた。	当加算は、栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から算定を開始することが原則であり、同意を得られた日以降に算定を開始するよう留意すること。また、栄養マネジメント加算にかかる栄養マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意し、栄養スクリーニング及び栄養アセスメントを踏まえて、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、栄養ケア計画を作成すること。	報酬告示別表第9の10注、報酬留意事項通知第二の2(9)③(六)
22	生活介護	常勤看護職員等配置加算	看護職員が常勤換算方法で1に満たない月にも算定していた。	当該加算は看護職員が常勤換算方法で1人以上配置されている場合に算定可能である。	留意事項通知二2(6)⑤
23	共同生活援助	帰宅時支援加算	家族との連絡調整等の支援を行った記録が残されていない。	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定可能な加算であり、家族との連絡調整等の支援を行った記録を残すこと。	留意事項通知二3(2)⑬

関係指定障害福祉サービス事業所等 管理者 殿

(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、施設入所支援、共同生活援助)

岡山県保健福祉部障害福祉課

人員配置の見直しに係る自主点検の実施について

標記の障害福祉サービスについては、前年度の平均利用者数によって、人員配置が決定される仕組みとなっており、次により前年度の利用実績（基準日：平成28年4月1日）に基づく見直しを行った上、適切な人員配置を行ってください。（平成27年4月2日以降に新設又は定員増を行った事業所・施設、平成28年1月2日以降に定員減を行った事業所・施設を除きます。）

記

- 1 見直し関係書類（様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法（障害児関係）」→「事業者の指定申請（更新）・変更届・体制届について」に掲載）
 - ① 人員配置の見直しに係る自主点検表（兼申出書）
 - ② 人員配置基準上の必要人数計算表
 - ③ 平均障害支援区分算定表（生活介護のみ）
 - ④ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

2 書類の保管

- ・ 見直しに使用した上記1の書類については、必ず保存をしておいてください。
- ・ これらの書類については、昨年度までは人員配置の変更の有無にかかわらず、提出していただいていたが、今年度から事業者による自主点検に重点を移し、書類の提出は不要としました。

次の事業所等については、前年度の利用実績（基準日：平成28年4月1日）に基づく見直しの対象外です。所定の時期に見直しを行った上、県民局に関係書類を提出してください。（指定通知書、指定変更通知書又は変更届出書受理通知書に添付された「留意事項」を参照）

- ・平成27年4月2日以降に新設又は定員増を行った事業所・施設→6月間又は12月間の実績による見直し
- ・平成28年1月2日以降に定員減を行った事業所・施設 →3月間の実績による見直し

3 その他

人員配置の見直しの結果、報酬算定に変更が生じる場合は、その内容に応じ体制届等を提出することが必要です。（様式の掲載場所は、上記1と同じ）

(1) 提出書類

- ① 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- ② 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 各加算に係る届出書及びその添付書類（加算の算定に変更が生じる場合）

(2) 提出期限

平成28年4月8日（金）

※期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定（単位数の増）はできません。

(3) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

(4) 提出先

事業所等を所管する県民局の健康福祉課

関係指定障害福祉サービス事業所等管理者 殿

(施設入所支援、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助)

岡山県保健福祉部障害福祉課

前年度の事業実績に関わる要件のある加算の届出について

「前年度の平均利用者数」等、前年度の事業実績に関わる要件のある加算について、平成28年4月からの算定を行う場合は、平成28年3月31日までの1年間（年度途中の新設事業所・施設は1年未満）の実績を基に、算定要件を満たしているか否かを確認の上、次により必要な届出を行ってください。

記

1 「前年度の平均利用者数」が関係する加算

(1) 対象となる加算

- ①夜勤職員配置体制加算及び夜間看護体制加算、重度障害者支援加算Ⅰ（施設入所支援）
- ②人員配置体制加算（療養介護、生活介護）
- ③視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（施設入所支援、生活介護、自立訓練・宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助）
- ④通勤者生活支援加算、夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ（宿泊型自立訓練、共同生活援助）
- ⑤地域移行支援体制強化加算（宿泊型自立訓練）
- ⑥重度者支援体制加算（就労継続支援A・B型）
- ⑦目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援B型）

(2) 留意事項

- ・ 新たに(1)の加算を算定する場合は、「新規」の届出を行ってください。
- ・ 現在(1)の加算を算定している事業所・施設が、4月以降引き続き同じ内容の加算を算定する場合、昨年度までは「継続」の届出を必要としていましたが、本年度から事業者による自主点検を重視する観点から、届出は不要とします。その場合も、自主点検の際に作成した書類（下記3の③の書類）については、必ず保存をしておいてください。
- ・ 前年度の実績により、加算区分が変更となる場合（人員配置体制加算）や算定単位数が変更となる場合（夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ。共同生活援助にあっては共同生活住居ごとに確認）は、「変更」の届出を行ってください。
- ・ 前年度の実績により、加算を算定できなくなったときは、速やかに体制届出書（下記3の①及び②の書類）により届け出てください。
- ・ 加算算定の検討に当たっては、「人員配置見直しに係る自主点検」における前年度の平均利用者数と整合を図ってください。

2 その他の前年度実績（就労定着実績、工賃実績等）が関係する加算

(1) 対象となる加算

- ①就労定着支援体制加算、移行準備支援体制加算Ⅰ（就労移行支援）
- ②就労移行支援体制加算（就労継続支援A・B型）
- ③目標工賃達成加算Ⅰ・Ⅱ（就労継続支援B型）

(注) 目標工賃達成加算Ⅲについては、岡山県の平均工賃月額公表後に届け出てください。

(2) 留意事項

- ・ 新たに(1)の加算を算定する場合は、「新規」の届出を行ってください。
- ・ 現在(1)の加算を算定している事業所・施設が、4月以降引き続き同じ加算を算定する場合、「継続」の届出が必要です。(昨年度までと同様)
- ・ 前年度の実績により、加算を算定できなくなったときは、速やかに体制届出書(下記3の①及び②の書類)により届け出てください。なお、「就労定着支援体制加算」が算定されなくなったときは、「就労支援関係研修修了加算」も算定できません。

3 提出書類 (様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法(障害児関係)」→「事業者の指定(更新)申請・変更届・体制届について」→「介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制届及び各種加算等の届出様式について」に掲載)

- ①介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書(様式第2号)
- ②介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ③各加算に係る届出書(兼自主点検表)及びその添付書類

注1) 加算の「継続」の届出の場合は、①及び②の書類の作成は不要

注2) 加算の「終了」の届出の場合は、③の書類の提出は不要

4 提出期限等

(1) 提出期限

平成28年4月8日(金) 必着

※期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定(単位数の増)はできません。

(2) 提出部数

2部(正本1部、副本1部)

(3) 提出先

各事業所を所管する各県民局

事業所の所在地	提出先	連絡先 TEL
備前県民局管内 (岡山市を除く)	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市椿高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	0868-23-1291

障害者支援施設・共同生活援助事業所 管理者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課

研修受講計画の提出が関係する加算の届出について

重度障害者支援加算（Ⅱ）（施設入所支援）及び重度障害者支援加算（共同生活援助）については、一定の研修を修了した職員を配置することが要件となっていますが、研修受講計画の提出によって、研修受講予定者を研修修了者とみなす経過措置があります（平成29年度まで）。

つきましては、①本加算を算定中の施設・事業所で、平成28年4月以降も引き続き算定しようとする場合、②平成28年4月から新たに算定しようとする場合は、次により届出を行ってください。

記

1 提出書類

各加算に係る届出書（兼研修受講計画）及びその添付書類。「新規」の届出の場合は、体制等に係る届出書の提出も必要。

※ 様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法（障害児関係）」→「事業者の指定（更新）申請・変更届・体制届について」→「介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制届及び各種加算等の届出様式について」に掲載

2 提出期限等

(1) 提出期限

平成28年4月8日（金）

(2) 提出部数

①「変更」の届出の場合 1部

※ 本加算を算定中で、届出済みの内容（研修修了者の配置状況、研修の受講状況・受講計画）に変動がある場合が該当。研修受講計画上、「受講予定」であった職員が、受講済み（修了者）になった場合や改めて研修受講計画を作成し直した場合を含みます。（これらの変動が全くなく、かつ算定要件を満たす場合は、届出不要とします。）

②「新規」の届出の場合 2部（正本1部、副本1部）

(3) 提出先

施設・事業所を所管する県民局

3 留意事項

- ・ 重度障害者支援加算（Ⅱ）（施設入所支援）において、経過措置（研修受講予定者を研修修了者とみなす取扱い）の対象となるのは、平成27年3月31日において重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた障害者支援施設に限られます。
- ・ 加算の要件を満たさなくなったときは、速やかに体制届出書（介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書）により、届け出てください。
- ・ 平成28年5月以降に新たに算定しようとする場合は、算定を行う月の前月15日までに届け出てください。
- ・ 加算の要件及び経過措置の詳細については、報酬告示（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）、留意事項通知（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省通知）等をご覧ください。

障害保健福祉関係主管課長会議(平成28年3月8日開催)資料(抜粋)

1 障害者支援施設で行う生活介護等の人員配置の適正化について

生活介護等の人員配置や人員配置体制加算の算出に当たっては、配置人数を算出する際に用いる利用者数について、前年度の延べ利用者数を開所日数で除した数を用いている。

しかし、入所者のみに日中活動サービスを提供している障害者支援施設等の場合、運営規定上は土日も営業日となっているにもかかわらず、実際には平日しか日中活動サービスを提供していないケースがあり、この場合、開所日数を7日とすることで、必要な人員配置が少なく算出されてしまうこととなる。

このため、障害者支援施設等における配置人員の算出について、土日に日中活動サービスの利用者がなく、実質的にサービスを提供していない場合は開所日数には含まない取扱いとするよう運用の適正化を行う旨、近日中にお示しする予定である。

2 公立減算の取扱いについて

地方公共団体が設置する指定障害福祉サービス等事業所における公立減算の取扱いについては、地方公共団体の事業に対する関与の在り方の多様化等により、自治体間で相違が生じている。

特に公的な関与が比較的大きい地方自治法第244条の2第3項に定める指定管理者によりサービスが提供される場合については、多様な運営形態が想定されることから、先般、指定管理者制度における自治体の関与の実態等について調査を実施したところである。

その結果、指定管理に係る協定書等において、運営上のリスク分担も含め一定の公金が投入されている実態が確認されたことから、今般、指定管理者によって提供された障害福祉サービス等に対する報酬については、原則として公立減算の対象となることについて、後日詳細をお示しする予定である。

(参考1) 公立減算の告示上の記載ぶり

例：療養介護事業の場合

「～ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。」

(参考2) 地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。